

●香川県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を行うことができる施設として指定した牟礼病院について、平成21年6月18日その指定を取り消したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号(不在者投票を行うことができる施設として指定した施設)の一部を次のように改正する。

平成21年6月23日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略	略	略	略	略	略
土庄町国民健康保険 土庄中央病院	略	略	土庄町国民健康保険 土庄中央病院	略	略
内海病院	略	略	<u>牟礼病院</u>	<u>小豆郡小豆島町安田 甲33</u>	<u>昭和44年12月 3日</u>
略	略	略	内海病院	略	略
略	略	略	略	略	略
2～5 略			2～5 略		